インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける 特定用途免税制度を用いた関税率の決定に関するインドネシア共和国財務大臣規定 No. 96/PMK.011/2008

財務大臣は、

- : a. インドネシア政府と日本政府との経済連携の枠組みにおいて、経済連携に関するインドネシア共和国と日本との合意(Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership)に関する大統領規定 2008 年 36 号に基づき、インドネシア政府により採択済みの包括的協定が定められていること、
 - b. Section 3 Notes for Schedule of Indonesia Note 2 in section 1 of Part 3 of Annex 1 referred to in Chapter 2 in Basic Agreement の中で、特定用途免税制度(User Specific Duty Free Scheme /USDFS)について定められていること、
 - c. 上記 a の連携を行うためには、特定用途免税制度 (USDFS)の枠組み における関税率を定める必要があること、
 - d. 関税に関する法律 1995 年 10 号 13 条 2 項及び改正法 2006 年 17 号に 基づき、財務大臣は、国際協定や合意に基づく関税率を定めること、
 - e. a, b, c, d を考慮し、インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにより特定用途免税制度を用いた関税率の決定に関する財務大臣規定を定める必要があること、

を考慮し、

- 1. 関税に関する法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号) 及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
 - 2. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意(Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership)に関する大統領規定 2008 年 36 号
 - 3. 大統領令 2005 年 20/P 号

を鑑み、

本資料は、インドネシア財務大臣規定(原文はインドネシア語)を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したものですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。関税率表などの添付文書について、分量の多いものは省略しています。(原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。)出来る限り正確な翻訳につとめましたが、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

以下を決定した

1条

本財務大臣規定において:

- 1. 特定用途免税制度(以下、「USDFS」という。)とは、インドネシア 共和国と日本との合意、すなわち日イ経済連携協定(Indonesia Japan Economic Partnership Agreement /IJ-EPA) に枠組みにおいて、利用者 (User) に対し、特別に供与される関税率のことである。
- 2. 利用者とは、工業大臣指定のサーベイヤーが発行した、特定用途免税制度登録証明書(SKVI-USDFS)に基づき、USDFSの便宜の取得が適切な、インドネシア法人形態の事業体のことである。
- 3. サーベイヤー (Surveyor) とは、USDFS の申請者に対し検証を行う、工業大臣が指定する事業体のことである。
- 4. 特定用途免税制度登録証明書(以下、「SKVI-USDFS」という。)とは、利用者として承認を得るために申請を行ったインドネシア法人形態の事業体に対し、サーベイヤーが行った検証の結果及び1年間の輸入計画が記載されたものである。
- 5. 税関とは、関税主要サービス事務所、関税サービス事務所、関税の手続を行う場所のことである。

2条

- (1) 利用者が日本から輸入する、本財務大臣規定の添付Iと添付IIに定められた物品については、関税率を0%と定める。
- (2) 第1項の添付は、本財務大臣規定と切り離すことの出来ない一部をなすものである。

3条

- (1) 利用者は、第2条の関税率の適用を受けるため、関税総局長に申請を行う。
- (2) 第 1 項の申請には、工業大臣が署名し、承認された SKVI-USDFS を添付する。

4条

- (1) 関税総局長は、第3条第1項の申請に基づき、申請が正しく受理されてから5営業日以内に財務大臣名で承認を行う。
- (2) 関税総局長は、第1項の申請が承認された場合、利用者に対し財務大臣 名でUSDFSの枠組みにおける関税率の利用に関する財務大臣決定書を発 行する。
- (3) 関税総局長は、第1項の申請が拒否された場合、利用者に対し財務大臣 名で理由を添えて拒否に関する書面を発行する。

5条

- (1) USDFSの枠組みにおける物品の輸入は、輸入分野の通関事務手順に基づき実施するものとし、以下の書類を添付することが義務付けられている:
 - a. 第4条第2項に規定する財務大臣決定書の写し
 - b. 日本の管轄機関が発行した原産地証明書(JIEPA書式)の原本
- (2) 利用者は、輸入税関申告書類に特恵関税譲許コードと原産地証明書 (JIEPA書式)番号を記載することが義務付けられている。

6条

- (1) 第4条第2項に規定する決定書の記載内容と輸入する物品の数、種類及び/又は仕様が一致しない場合、数量の超過分及び/又は種類の相違分については一般税率(最恵国待遇)に基づく関税が徴収される。
- (2) 第1項の規定のとおり輸入する物品の数、種類及び/又は仕様が決定書の記載内容と一致しない物品が、IJ-EPA制度に含まれる種類の物品である場合、数量の超過分及び/又は種類の相違分については、IJ-EPAの税率に基づく関税が徴収される。

7条

- (1) 第5条第1項に規定する物品は、当該利用者の生産活動に利用されることが義務付けられている。
- (2) 第1項に規定する物品が当該利用者に利用されない場合、当該利用者は、一般税率(最恵国待遇)に基づく関税を支払うことが義務付けられている。

8条

利用者は、関税規定の違反が見つかった場合、一般税率(最恵国待遇)に基づく関税と現行規定に基づく制裁に対する責任を負うものとする。

9条

本財務大臣規定は、工業大臣からの意見に基づき定期的に見直される。

10条

USDFS関税率利用に関するサービスの手順と監督に関する詳細規定は、関税総局長規定で定めるものとする。

11条

本財務大臣規定発効時点で:

- a. 2008 年 9 月 1 日以前に発行された、第 4 条第 2 項に規定する財務大臣 決定書を取得し、本財務大臣規定で適用される税率よりも高い税率で関 税を支払った利用者は、その超過分の支払いについて還付を受けること ができる。
- b. 2008 年 9 月 1 日後に発行された、第 4 条第 2 項に規定する財務大臣決定書を取得した利用者は、当該大臣決定書発行日以降に本財務大臣規定に定められた USDFS の関税が適用される。

12条

本財務大臣規定は、2008年7月1日から発効とする。

全ての人に知らしめるため、本大臣規定をインドネシア共和国官報に記載するものとする。

2008年6月30日、ジャカルタにて制定 財務大臣

スリ・ムルヤニ・インドラワティ

写しは原本の通りである。

総務部長

アントニウス・スハルト

(注:本大臣規定の添付Iと添付IIは、省略)